

令和元年第6回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和元年6月28日

閉会 令和元年6月28日

熊本県球磨郡湯前町

令和元年第6回臨時会

会 期 令和元年6月28日(金) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
6	28	金	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和元年第6回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和元年6月28日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	同意第 7号	湯前町教育長の任命について
日程第4		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	総	務	課	長	高	橋	誠
会	計	管	愛	甲	正	税	務	町	民	堤	田	真
教	育	課	北	崎	真	保	健	福	祉	白	川	一
建	設	水	皆	越	克	企	画	観	光	本	山	り
農	林	振	稲	森	一	農	業	委	員	吉	田	精
	興	課			彦	会	事	務	局			二

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから令和元年第6回湯前町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、味岡議員、金子議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第7号 湯前町教育長の任命について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、同意第7号、「湯前町教育長の任命について」を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。同意第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

住所、球磨郡あさぎり町上南2233番地3、氏名、中村富人さんでございます。生年月日、昭和25年10月30日のお生まれでございます。

経歴といたしまして、人吉高等学校を卒業後、熊本大学教育学部を卒業され、昭和49年4月から平成23年までの間、教職員に関わられております。その間、人吉球磨管内の小・中学校の教諭、そして平成9年に人吉市教育委員会の指導主事として勤務され、平成10年に熊本県球磨教育事務所の指導主事、平成14年に熊本県球磨教育事務所の指導課長、平成16年に熊本県天草教育事務所の所長、平成21年に人吉市立第一中学校の校長を歴任されておられます。

また、平成23年3月に定年退職されたあとは、あさぎり町教育委員会の教育審議委員、そして教育委員を歴任されまして、平成26年から平成30年までの4年間、あさぎり町教育長に就任されご活躍された方でございます。

教育行政の経験が豊富な方でございます。これからの人づくりや人材の育成など教育に負うところが大きく、教育環境を充実させることが必要でございます。新しい教育長におかれましては、学校教育、社会教育、社会体育、文化財保護、文化の振興などを総合的に推進していただけるものと確信しておるところでございます。

また、教育行政はもとより、町行政全般にわたりまして、誠意を持って取り組んでいただけるものと思っておるところでございます。

ご提案いたします方は、教育行政に関し、高い識見を有しておられ人格が高潔であり、適任者と判断しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の皆様に同意を求めるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。発言を許します。

○1番（遠坂道太君） 3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、今度の新しい教育長の任命の基準と、それと新しい教育長に対し今後何を求めていくのか、それと湯前町に住んでいただけるのか、この3点についてお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 先ほどご説明したところでございますが、これまでの経歴の中で、あさぎりの教育委員会の教育長として歴任をされたという実績もございます。

それから、これからの教育におきましては、学校教育、それから社会教育、そして社会体育など総合的に教育を進めていただけるものというふうに思っているところがございますので、この方をお願いするというところでございます。それから併せまして、最後のご質問でございますが。

○議長（倉本 豊君） ちょっと待って、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 以上の答弁でございます。

○1番（遠坂道太君） 今度、新しい教育長の方には期待するところがございますし、今後やっぱり英語教育ということもございます。そのへんもやはり力の入れ方もですね、今度新しい教育長をお願いをして期待をしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 私は、前の教育長の下で行われてきた湯前町の教育行政、地域と学校の関係、それと小学校と中学校の関係を考えますと、良い教育行政であったと考えますが、教育長が変わった下で、湯前町の教育行政の継続性については、町長はどう考えておられるのか質問いたします。

○町長（長谷和人君） これまでの継続性ということでございますけども、コミュニティスクールの活性化、小中連携の深化、それから先ほどの質問にもございましたんですが、英語教育の推進、これは引き続き新しい教育長におかれましても、行っていただきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 本町の学校教育におきましては、新学習指導要領を小学校は令和2年から、中学校は令和3年から全面実施されます。また、まんがやB&G、日本遺産など、全国の自治体には数少ない教育行政にも取り組まれています。

そこで町長に伺います。多様化する教育行政の中で、本町の教育長が約3ヶ月間不在だったことを、まずどのように受け止めておられるかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 前教育長におかれましては、3月で任期満了、3年に伴います任期満了でご勇退されたというふうに思っておりますし、私としても早くこの教育行政の中で要の歯車の一人でございます教育長が不在だったということで、私のほうも、4月の27日からございましたが、任期が始まったところでございますが、これまで新しい教育長さんにつきまして、人選を重ねてきたところでございます。

そういう意味で、今回お願いいたしまして、早く教育行政を進めていくということで、この方で力強く前のほうに進ませてもらいたい、かように思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、これから地方教育行政法と略しますが、この第4条におきまして、先ほど町長からも説明がありましたとおり、教育長は教育行政に関し識見を有する者のうちから任命するとあります。

そこで町長のほうに伺います。この中村氏は、本町の教育行政に関しどのような識見をお持ちでしょうか。

○町長（長谷和人君） 新しい教育長におかれましては、湯前町の教育ということで、学校教育、コミュニティスクールの活性化、それから小中連携の深化、英語教育の推進、それから社会教育におきましては、湯前まんが美術館の活用、B&G海洋センター、それから文化財の保護・活用、生涯学習の推進、そして始まっておりますけども、小学校の社会体育への移行などをレポートしていただいておりますので、積極的にこれに関わって、取り組んでいただけるものと確信しているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今、町長のほうからご答弁いただきました各教育行政の項目にお

きまして、本来は本町にある教育大綱という中に、その文言というのが出てくるべきではなかったのかなと思っております。

町長は、現状の教育大綱について、それはしっかりと網羅したうえで実現していかれるお考えなのか、それとも今の教育大綱というのは、ちょっと内容が不十分なので、これから改定をしていきたいという考えなのかについて伺います。

○町長（長谷和人君） 現在の教育大綱につきましては、平成27年11月に策定されたものでございまして、平成32年度までの5年間ということになっておりますが、3年ごとの見直しも可能だというふうなことでございますので、私が今、申し上げました内容につきましては、ずれ等が生じた分につきましては、見直しも必要なのかなと、そういうふうにも思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 恐らく、新教育長におかれましても、この本町の教育大綱を基本として活動されていくと思います。その時に、本町の教育大綱、この内容というのは、平成27年11月に策定されて以降、改定されておられません。それはなぜかと言いますと、町長が招集した総合教育会議、その中で付議されていないからだと思えます。

また、今の教育大綱におきましては、国の第2期の教育振興基本計画を踏まえていると書いてありますが、もう国のほうは第3期のほうに移っております。そういった意味でも、いま現在の教育大綱というのは、非常に古いものだと思います。本町の教育大綱に基づく教育行政を進めていくには、この教育大綱というのを前提にしないと、新教育長というのも、なかなか本町の教育行政の推進が難しいのかなと思っております。

そこで、最後に町長に伺いますが、この中村氏を教育長に迎えるにあたり、現状の教育大綱を今後どのようなスケジュールで改定していく考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁しましたように、私が先ほど説明した中で、この教育大綱の中と、それから私が説明した部分のずれがあった場合については、見直しも必要だというふうに答弁させていただいたところでございますので、先ほどおっしゃいました国の第2期の教育振興基本計画、これ平成25年6月14日の閣議決定分ということですので、そこらへんを参酌されたということでの教育大綱になっております。

早速、総合教育会議を開かせまして、その中でのずれ等が生じた場合、それからそれ以上にまた現状と合わせながら、教育大綱の変更あたりも見直すべきかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第7号、「湯前町教育長の任命について」を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（倉本 豊君） ただいまの出席議員は議長を除き9名です。

次に、会議規則第31条第2項によって、立会人に椎葉議員及び森山議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

それでは、1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。以上で投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。椎葉議員及び森山議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票。

有効投票のうち、賛成9票です。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第7号、「湯前町教育長の任命について」は、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

[議場開放]

-----○-----

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によってお手元にお配りしました次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和元年第6回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時21分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員